

産地生産基盤パワーアップ事業費 補助金交付要綱の制定について

元生産第 1694 号

令和 2 年 2 月 28 日

農林水産事務次官依命通知

この度、産地生産基盤パワーアップ事業について、別紙のとおり産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱が定められたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

以上、命により通知する。

(別紙)

産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱

制 定 令和2年2月28日付け元生産第1694号
一部改正 令和3年12月21日付け3農産第2260号
農林水産事務次官依命通知

(通則)

第1 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 補助金は、実施要綱別表1のⅠ推進事業（以下「推進事業」という。）、同表Ⅱの整備事業（以下「整備事業」という。）、実施要綱別表2のⅠ基金事業（以下「基金事業」という。）に必要な基金の造成及び同表Ⅱ整備事業（以下「都道府県整備事業」という。）の3種類の事業（以下「推進事業等」という。）に必要な補助金を交付することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、次に掲げる経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 推進事業対象経費（推進事業の公募による事業実施主体（以下「推進事業者」という。）が行う推進事業を実施するために必要な経費のうち補助金交付の対象として大臣が認める経費をいう。）

(2) 整備事業対象経費（整備事業の公募による事業実施主体（以下「整備事業者」という。）が行う整備事業を実施するために必要な経費のうち補助金交付の対象として大臣が認める経費をいう。）

(3) 基金事業対象経費（実施要綱第3第2項（7）に定める基金管理団体（以下「基金事業者」という。）が行う基金事業を実施するために必要な経費のうち補助金交付の対象として大臣が認める経費をいう。）

(4) 都道府県整備事業対象経費（都道府県等（以下「都道府県整備事業者」という。）が行う整備事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費をいう。）

2 推進事業対象経費、整備事業対象経費、基金事業対象経費及び都道府県整備事業対象経費（以下「推進事業対象経費等」という。）の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。ただし、実施要綱第2のただし書きに規定する事業に要する経費については、農林水産省農産局長（以下、「農産局長」という。）が別に定めるところによる。

（流用の禁止）

第4 別表の区分欄に掲げる1から3までの事業に係る経費の相互間、別表の区分欄の1の経費欄に掲げる1と2の経費の相互間、別表の区分欄の1の経費欄に掲げる1の事業におけるⅠとⅡの経費の相互間、別表の区分欄の1の経費欄に掲げる2の事業におけるⅠとⅡの経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

（申請手続）

第5 交付規則第2条に規定する大臣が別に定める申請書類に関する事項は、推進事業及び整備事業にあつては別記様式第1号—1、基金事業にあつては別記様式第1号—2、都道府県整備事業にあつては別記様式第1号—3による交付申請書のとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表の経費の欄に掲げられる事業ごとに、そ

れぞれに対応した交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。

- 3 推進事業者、整備事業者、基金事業者及び都道府県整備事業者（以下「推進事業者等」という。）は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第 6 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第 7 交付決定者は、第 5 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、推進事業者等に対しその旨を通知するものとする。

- 2 第 5 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

（申請の取下げ）

- 第 8 推進事業者等は、第 5 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 7 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

（契約等）

- 第 9 推進事業者等は、推進事業等の一部を第三者に委託するに委託する場合は、この要綱の各条項を

内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届け出なければならない。

2 推進事業者等は、推進事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、推進事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることできる。

3 推進事業者等は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 推進事業者等は、別表に定める重要な変更該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第12 推進事業者等は、推進事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は推進事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号により事業遅延届を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払の請求、補助金の支払)

第13 推進事業者、整備事業者及び都道府県整備事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号-1による概算払請求書を交付決定者及び官署支出官(農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部

長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書きに基づく財務大臣との協議が調った日以降、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 基金事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第5号-2による支払請求書を交付決定者及び官署支出官に提出しなければならない。
- 3 都道府県整備事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(状況報告)

第14 推進事業者等は、推進事業等の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、第13第1項の別記様式第5号-1に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項に規定する時期のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、推進事業者等に対して当該推進事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、推進事業、整備事業にあつては別記様式第7号-1、基金事業にあつては別記様式第7号-2、都道府県整備事業にあつては別記様式第7号-3のとおりとし、推進事業等を完了(第10第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。)したときは、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

- 2 第5第3項のただし書により交付の申請をした推進事業者等は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5第3項のただし書により交付の申請をした推進事業者等は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の

金額)を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16 交付決定者は、第15第1項の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る推進事業等の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、推進事業者等に通知するものとする。

2 交付決定者は、推進事業者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しいときは、90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第17 交付決定者は、第10第1項の規定による推進事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 推進事業者等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 推進事業者等が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 推進事業者等が、推進事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合

(4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接補助事業者が、間接補助金等を本事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、推進事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 交付決定者は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定(括弧書きを除く。)を準用する。

(財産の管理等)

- 第18 推進事業者等は、推進事業対象経費等(推進事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、推進事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第19 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。
 - 3 推進事業者等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(補助金等の経理)

第 20 推進事業者等は、推進事業等についての帳簿を備え、ほかの経理と区分して推進事業等の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 推進事業者等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに推進事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

3 推進事業者等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 9 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前 3 項及び第 21 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金等調書)

第 21 推進事業者等が地方公共団体の場合にあつては、当該推進事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 10 号による補助金等調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第 22 推進事業者等は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 9 から第 21 までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、推進事業者等は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

- 2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別紙様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。
- 5 補助事業者は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金等相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金等の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金等の国庫補助金等相当額を国に返還しなければならない。

(基本的事項の公表)

- 第23 基金事業者は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業の目標、給付対象となる事務、事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

- 第24 基金事業者は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額(残高及び国費相当額)、基金事業

に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠及び基金事業等の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やか（別途指示がある場合は当該指示によること）に大臣に報告しなければならない。

（使用見込みの低い基金の返納）

第25 基金事業者は、基金の額が基金の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期の到来その他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

（区分経理等）

第26 基金事業者は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

2 取組主体は、取得財産等については、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項の帳簿及び証拠書類又は証拠物に加え、別記様式第9号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

（他用途使用の禁止）

第27 基金は、実施要綱別表2のI基金事業（都道府県知事が必要と認め、実施要綱別表2のIIに準じて実施する整備事業を含む。）以外の用途に使用してはならない。ただし、実施要綱第2のただし書により実施する災害等緊急事業については、実施要綱第2に定める農産局長が別に定めるところにより、基金を使用して実施できるものとする。

（基金から助成金を交付する場合に都道府県に対して付すべき条件）

第28 基金事業者は、基金から都道府県に対して助成金を交付するときは、本要綱第18、第19、第26及び第27の規定に準ずる条件のほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

都道府県が、地方公共団体以外の取組主体に助成金を交付するときは、取組主体に対し、次に掲げる条件を付すこと。

(1) 取組主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 取組主体は、(1)により契約をしようとする場合には、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

2 基金事業者は、前項の規定により付さなければならない第19の規定に準ずる条件により都道府県から提出された財産処分の承認申請を承認するに当たっては、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第29大臣は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年2月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、産地パワーアップ事業推進費補助金交付要綱(平成28年1月20日付け27生産第2392号農林水産事務次官依命通知)は廃止する。
- 3 2による廃止前の産地パワーアップ事業推進費補助金交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和3年2月10日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年12月21日から施行する。

別表（第3、第4、第10及び第11関係）

区 分	経 費	補助率	交付決定者	重 要 な 変 更	
				経費の配分 の変更	事業内容の変更
1 国産農産物 生産基盤強化 等対策事業費 補助金 産地生産基盤 パワーアップ 事業費補助金	1 産地生産基盤 パワーアップ事 業推進費 (推進事業)	定 額 1/2以内 1/3 以内	地方農政局長等	1 補助率 が異なる 経費ごと の相互間 における 経費の増 減	1 推進事業者等の名 称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 経費の欄に掲げる I及びIIのそれぞれの 経費の事業費の30%を 超える増又は国庫補助 金の増 4 経費の欄に掲げる I及びIIのそれぞれの 経費の事業費又は国庫 補助金の30%を超える 減
	I 新市場対応に 向けた拠点事業 者の育成及び連 携産地の体制強 化 II 園芸作物等の 先導的取組支援 ① 果樹に関するもの ② 果樹以外に 関するもの		農林水産大臣 地方農政局長等		
	2 産地生産基盤 パワーアップ事 業基金造成費 (基金事業) I 事業費 実施要綱に基づ いて行う事業に 係る次の①及び ②に掲げる経費 として、基金の 造成に要する経 費 ① 収益性向上対 策 ② 生産基盤強化 対策 II 事務費 基金の管理に要 する経費	定 額	農林水産大臣		1 推進事業者等の名 称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 経費の欄に掲げる I及びIIのそれぞれの 経費の事業費の30%を 超える増又は国庫補助 金の増 4 経費の欄に掲げる I及びIIのそれぞれの 経費の事業費又は国庫 補助金の30%を超える 減

区 分	経 費	補助率	交付決定者	重 要 な 変 更	
				経費の配分 の変更	事業内容の変更
2 国産農産物 生産基盤強化 等対策整備費 補助金 産地生産基盤 パワーアップ 事業費補助金	産地生産基盤パ ワーアップ事業整 備費 (整備事業) 整備事業費	1/2以内	地方農政局長等		1 推進事業者等の名 称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 事業費の30%を超 える増又は国庫補助金の 増 4 事業費又は国庫補 助金の30%を超える 減
3 国産農産物 生産基盤強化 等対策地方公 共団体整備費 補助金 産地生産基盤 パワーアップ 事業費補助金	産地生産基盤パ ワーアップ事業整 備費 (都道府県整備事 業) I 整備事業費	1/2以内 (た だ し、農 産局長 等が別 に定め る場合 にあっ ては、 定める 率又は 額以内 とする 。)	地方農政局長等	1 経費の欄 に掲げる I 及びIIの 相互間 における 経費の 増減 2 補助率 が異なる 経費ご との相 互間 におけ る経費 の増減	1 推進事業者等の名 称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 経費の欄に掲げる I 及びIIのそれぞれの 経費の事業費の30%を 超える増又は国庫補助 金の増 4 経費の欄に掲げる I 及びIIのそれぞれの 経費の事業費又は国庫 補助金の30%を超える 減
	II 附帯事務費	1/2以内			

別記様式第1号-1 (第5関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(〇〇事業)交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第5の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助率	補助事業に要する経費(A+B)	負 担 区 分		備 考
			国庫補助金等(A)	その他(B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇		円	円	円	
合 計					

(注)

- 1 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金等 2 自己資金	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 2	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

- (1) 地方公共団体が事業を実施する場合は、補助金交付規程又は要綱、地方公共団体以外の者が事業を実施する場合は、定款、規約等及び収支予算（又は収支決算）を添付すること。
- (2) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
- (3) リース導入を実施する補助事業者については、リース契約書案又は金額の確認できる書類
- (4) その他交付決定者が必要とする資料

(注)

- 1 この申請書は、補助事業者ごとに作成すること。
- 2 計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載）した該当資料ページを添付して提出すること。
- 3 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出又は公募により採択された場合であって当該年度において既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあっては省略することができる。

※〇〇事業の欄には別表の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第1号-2 (第5関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度において、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第5の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業の基金造成計画

経 費	補助事業に 要する経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
産地生産基盤パワーアップ事業 基金造成費 I 事業費 II 事務費	円	円	円	

- 4 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 添付書類
(1) 規約及び会計に関する規程
(2) 業務方法書 (案)

別記様式第1号-3 (第5関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度において、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第5の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金 〇〇〇円

(注) 計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正(変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載)した該当資料ページを添付して提出すること。

別記様式第2号（第9、第22及び第28関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔推進事業者等〕 殿（第9）
〔間接補助事業者〕 殿（第22）
〔取組主体〕 殿（第28）

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約又は申込みに係る競争入札等への参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。
また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第10関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（〇〇事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第10の規定に基づき申請する。

記

- （注） 1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第1号-1、第1号-2及び第1号-3の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書きで上段に記載すること。
- なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

※〇〇事業の欄には別表の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第4号（第12関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（〇〇事業）事業遅延届

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業の遅延について、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第12の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 事業担当者名 [代表]（所属部局・職名）
2. 推進事業等の内容及び進捗状況
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

※〇〇事業の欄には別表の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第5号-1 (第13第1項関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(〇〇事業)概算払請求書

交付決定者 殿
官署支出官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあったこの事業について、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第13第1項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

振込先口座名義
振込先金融機関・口座番号：〇〇銀行 〇〇支店 普通〇〇

(令和〇〇年〇月〇日 現在)

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	国庫補助金 中9割相当額	(B) 既受領額		遂行状況 報告(※)	(C) 今回請求額		(A)-(B)+(C) 残額		事業完了予定年月 日	備考
				金額	出来高		金額	〇月〇日 まで予定出 来高	金額	〇月〇日 まで予定出 来高		
	円	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
産地生産基盤パワーアップ事業費												
整備事業費												
附帯事務費												

(注) 遂行状況報告を兼ねる場合は本文を以下のとおりとし、※の遂行状況報告欄に記載すること。

「令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあったこの事業について、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第14の規定により令和〇〇年〇〇月末日現在における遂行状況
を下記のとおり報告する。

また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。」

※〇〇事業の欄には別表の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第5号-2 (第13第2項関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(〇〇事業)支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官
農林水産省大臣官房予算課
経理調査官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった産地生産基盤パワーアップ事業費補助金について、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第13第2項の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 支払請求額(算用数字を使用すること。) 金 円
- 2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

※〇〇事業の欄には別表の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第6号（第14関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（〇〇事業）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった産地生産基盤パワーアップ事業費補助金について、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第14の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		令和〇年〇月〇日 までに完了したもの		令和〇年〇月〇日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
〇〇〇〇	円	円	%	円		

- (注) 1 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
 2 「総事業費」の欄には、基金事業にあつては基金の造成額を記載すること。
 3 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

※〇〇事業の欄には別表の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第7号-1 (第15第1項関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(〇〇事業)実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金等の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第15第1項の規定により、その実績を報告する。(また、併せて精算額として産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)〇〇〇円の交付を請求する。)

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助率	補助事業に要した経費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
			国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
〇〇〇〇 〇〇〇〇					
合 計					

(注)

- 1 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

- 4 事業の完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金 2 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

(注)

- この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5（2）の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金等調書の写し及び契約書、請求書、領収書等の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものうち、変更があったもの限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

※ 括弧内は、実績報告と同時に補助金等の交付を請求する場合に記載する。

※ 事業計画の承認申請に当たり提出した申請書と記載及び添付書類が重複し省略した場合は、「記」以下を下記の（注）に置き替える。

(注)

- 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」（間接補助事業者に対し間接補助金等を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」）旨加筆し、事業計画書の添付は省略すること。
- 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書に変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金等調書の写しを添付すること。
- 支払経費の確認のため必要がある場合は、確認のための資料（例：契約書、請求書、領収書等の写し）を、「及び」以降に追記すること。
また、支払経費の確認以外にも、必要に応じ事業実施等の確認のための資料（例：写真、議事録等の写し）を、「及び」以降に追記すること。

※〇〇事業の欄には別表の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第7号-2 (第15第1項関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった産地生産基盤パワーアップ事業費補助金について、交付決定通知の内容に従い実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第15第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業の基金造成実績

経 費	補助事業に 要した経費 (A+B) 円	負 担 区 分		負 担 区 分
		国庫補助金等 (A) 円	国庫補助金等 (A) 円	
産地生産基盤パワーアップ 事業基金造成費 1 事業費 2 事務費				

- 4 事業の完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 添付書類
基金造成の口座に係る金融機関の預金残高証明書の写し

別記様式第7号-3 (第15第1項関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第15第1項の規定によりその実績を報告する。
また、併せて精算額として下記のとおり補助金の交付を請求する。

記

国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金 〇〇〇円

- (注)
- 1 交付申請時に提出した計画書を添付すること。ただし、事業の実績が、交付申請の内容と同様の時は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった」旨を加筆し、計画書の添付は省略すること。
 - 2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書に変更箇所を加筆修正し添付すること。
 - 3 間接補助事業者に対し、間接補助金を交付している場合にあっては、間接補助金を交付した年月日を記載すること。
 - 4 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し（地方公共団体に限る。）及び確認のための資料（出来高設計書及び財産管理台帳の写し等）を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
 - 5 外部へ委託した場合は、委託契約書の写しを添付すること。

別記様式第8号（第15第3項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（〇〇事業）の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった産地生産基盤パワーアップ事業費補助金について、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第15第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の補助金の額の確定額	金	円
	（令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）		
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3-2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。（推進事業等に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

（1）消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）

（2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

（3）3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること）。

（4）補助事業者が消費税法第60条第4項（昭和63年法律第108号。以下同じ。）に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、その確定申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合には所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

※〇〇事業の欄には別表の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

財 産 管 理 台 帳

推進事業等 名

地区名		地区		事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管補助金名										
事業 区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限年 月日	承認 年月日	処分の 内 容		
									国庫補助 金	都 道 府 県費	市 町 村 費	その他						
								円	円	円	円	円						
	計																	
	計																	
	合 計																	

(注)

- 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金等返還額を記入すること。
- 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

令和〇〇年度

農林水産省所管

産地生産基盤パワーアップ事業費補助金等調書

国			地方公共団体名										備考
			歳入			歳出							
推進事業等名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「推進事業等名」欄には、推薦事業等の名称のほか、当該事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業等名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 推進事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。